

1 事業の背景

県内の女性の就労状況は、男性に比べて非正規雇用が多くなっている（図1）。非正規雇用で就労することにより、不安定な就労状況になったり、長期的なキャリアを築くことが難しくなったりする可能性があり、そのことは、女性の年齢が上昇しても平均賃金が上昇しないことや、男女の賃金格差にも影響している（図2）。

特に30歳代、40歳代の女性の場合は、「家事や育児、介護との両立」を理由に非正規雇用を選択しているケースが多く、女性が仕事か家庭かの二者択一を迫られている状況が窺える（表1）。このことは、固定的な性別役割分担意識の解消が必要であるという課題を示すとともに、柔軟に働くことのできる就労環境を整えれば、女性がより活躍できるという可能性を示唆している。

また、県内の母子世帯のうち約半数は年間就労収入200万円以下となっており（図3）、母子世帯の母親が所得を向上させることが困難な状況が窺える。母子世帯の母親の経済的基盤の確立は、女性や子どもへの福祉の観点からも大きな課題となっている。

これらのことから、育児や介護と両立できる、柔軟に働ける就業スタイルを提案し、成長産業であるIT分野等の就労を促進することにより、女性の職業生活での活躍と所得向上を促進することが必要であると考えます。

図1 県内の男女の雇用者の雇用形態内訳（出典／令和2年国勢調査）

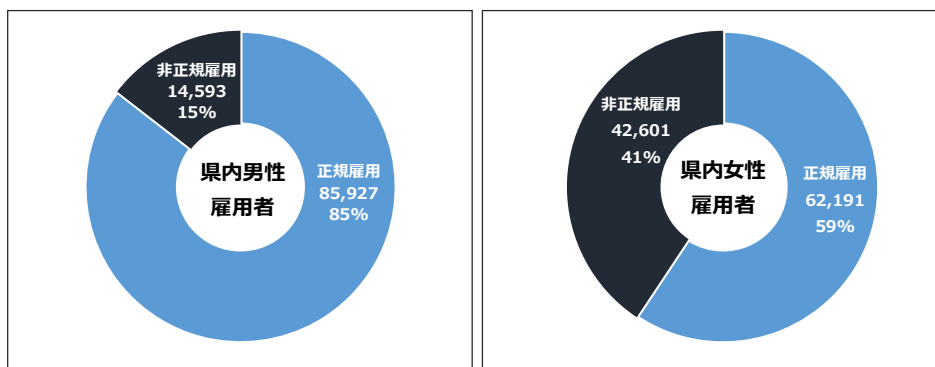


図2 男女間賃金格差（出典／令和6年度賃金構造基本統計調査）

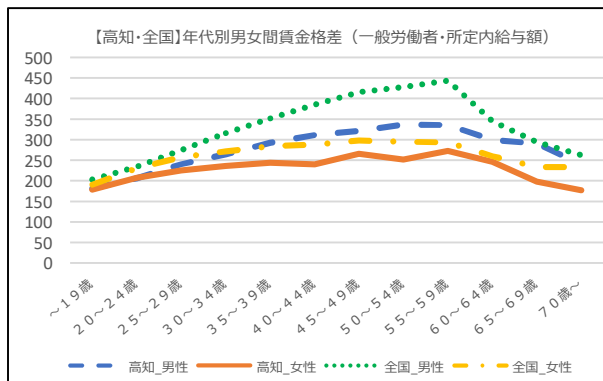


図3 母子家庭の就労収入（出典／令和3年度高知県ひとり親家庭等実態調査）

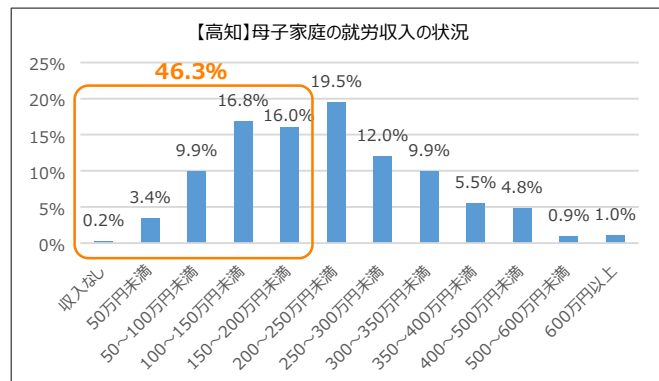


表1 非正規雇用で働く理由（出典／令和4年度就業構造基本統計調査）

	女性			男性		
	20歳代	30歳代	40歳代	20歳代	30歳代	40歳代
01_主に自分の都合のよい時間に働きたいから	2,100	2,300	3,300	2,000	1,000	800
02_主に家事・育児・介護等と両立しやすいから	800	2,500	3,300	100	0	0
03_主に家計の補助・学費等を得たいから	1,400	1,000	2,300	400	100	100
04_主に通勤時間が短いから	600	600	800	300	100	200
05_主に専門的な技能等を生かせるから	600	500	500	200	100	200
06_主に正規の職員・従業員の仕事がないから	500	900	1,200	600	700	700
07_主にその他	900	900	1,100	1,300	900	600

2 事業の目的

本県では、出産・育児・介護等の家族のケアを担うことにより、働く時間や場所に制限があり、就労の選択肢が限られている女性が、デジタル技術を習得することで能力を十分に発揮し、能力に見合った収入を得ながら継続的に働くことができる環境の実現により、女性の所得向上や経済基盤を安定させていくことを目的とし、本事業を実施する。

令和6年度及び令和7年度に実施した同事業においては、受講者の多くが育児や介護等の事情を抱えており、時間や場所に制約のある働き方を選ばざるを得ない状況にあることが確認された。一方で、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方は県内企業において十分に浸透しておらず、県内企業への就職マッチングのみでは受講生の就労機会の確保や所得向上につながりにくいという課題が明らかとなった。また、県内にいながらリモートワーク等の柔軟な働き方が可能であることを十分に認知していない女性も存在する。このため、県内女性に対し、デジタルスキルの習得・活用によって多様な働き方の選択肢が広がることを周知するとともに、柔軟な働き方は自分にも実践できるという意識の醸成を図る啓発を行い、働き方の選択肢や就労機会を広げる必要もある。

このため、本事業では、県内の無職または非正規雇用で働く女性を対象として、所得の向上と活躍の場の拡大を目指し、県内女性に向けた柔軟な働き方の実践のための意識醸成を図る啓発や、県内外の企業の雇用提供やIT系フリーランスとして独立するためのデジタル技術の習得から就労までの支援を一貫して実施する。

【本事業の目標について】

事業目標：年間就労者数 30 名以上

※本事業における就労者の定義

- ・高知県内・県外、正規・非正規を問わず、講座で学んだ内容を活かし、雇用による仕事に就いた者
- ・フリーランスの場合、令和9年3月までに雇用によらない業務を1件以上受注し、引き続き業務受注を継続するなど就労の意欲がある者

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

4 委託業務の内容

以下に記載する内容は必ず実施することとし、【提案を求める事項】については提案者の強みを踏まえた上で可能な限り具体的に提案すること。

その他、事業効果を高めるための追加提案を行うことを妨げない。

(1) 受講者の募集及び広報

事業の目的を踏まえて、就労意欲が高く、かつ支援を必要としている受講希望者を多く募るために必要な募集及び広報活動を行うこと。また、各募集及び広報活動においては受講者に就労を目的とした事業であることを強く意識させる内容を盛り込むこと。

・ 受講者確保の目標

- 一定員は年間80名とし、定員数の受講者確保を目標とする。
- 受講対象者は、県内在住の女性で、無職及び非正規雇用の方を対象とする。
- 受講対象者のうち、就労を希望する多くの応募者を募ること。

・ 広報計画及び施策

- 効果的なWEB広告(例：ディスプレイ広告、リスティング広告、Instagram広告配信等)を用いた効果的な方法で受講者の確保に必要な広報活動を行うこと。
- WEB広告で使用する各広告のクリエイティブ(ビジュアルデザイン、テキスト等)を作成すること。
- 受講者募集のためのチラシデザイン(A4両面カラー)を作成し、データ及び印刷物を県に納品すること。納品部数は1,500枚を上限とし、納品部数は県と協議の上決定すること。

【提案を求める事項】

- 効果的な広報計画の全体像(内容、スケジュール等)について
- WEB広告の種類、各広告のクリエイティブ案、ターゲティング案、実施期間及び広告シミュレーション(媒体、予算配分、想定クリック数、CV数)等について
- チラシのデザイン案について

・ 受講者募集ホームページの作成

- 受講者募集のためのホームページを作成すること。作成に必要なアカウントやドメイン等は全て提案者が準備すること。
- 受講申込フォームを作成し、当該ホームページにリンクさせること。提案者は受講者

の申込状況を取りまとめ、随時県と共有すること。

- －受講希望者が、仕事内容や働き方も含め、具体的にどのような就労が可能になるのか、どのようなキャリアを目指せるのかをイメージしたうえで申し込めるような情報を掲載すること。
- －当該ホームページは、パソコン・スマートフォン端末等で全ての機能を利用できるようにすること。
- －県ホームページ等に当該ホームページの情報を掲載するため、当該ホームページのバナーを作成すること。

【提案を求める事項】

- ・受講希望者が、仕事内容や働き方も含め、具体的にどのような就労が可能になるのか、どのようなキャリアを目指せるのかをイメージしたうえで申し込めるような情報の掲載内容について

・事前説明会の実施

- －受講者を広く募ることを目的に、募集期間中に1回以上、受講希望者向けの説明会を開催すること。
- －開催方法はオンライン・オフラインどちらでも可とするが、当日参加できない方に向け、後日録画映像をWEBで閲覧できる環境を提供すること。録画や閲覧に必要な機材・人員及び環境は提案者が準備すること。
- －事前説明会の内容は、受講希望者が仕事内容や働き方も含め、具体的にどのような就労が可能になるのか、どのようなキャリアを目指せるのかをイメージしたうえで申し込めるような構成とすること。
- －現地参加の受講希望者のうち、希望者に対し託児所やベビーシッターサービスなどの、子どもの一時預かりを無償で提供すること。なお、それぞれの法令や国のガイドライン等に沿って運営されているものであることに留意すること。申込定員は開催1回ごとに15名程度とすること。

【提案を求める事項】

- ・本事業の目的に沿った就労意欲の高い受講者を集めるための工夫について
- ・中山間地域に居住する女性や、育児や介護等の事情を抱えた女性が本事業へ参加・応募しやすくなるための募集の工夫について
- ・受講希望者が、講座の受講によりどのような就労が可能になるのか具体的なイメージをもったうえで応募・参加できるよう、講座と受講者のミスマッチをなくすための工夫について

・ 選考の実施

- －事業目的を踏まえた就労意欲の高い受講希望者が参加できるよう選考を行うこと。
- －受講決定後の就労イメージとのミスマッチを無くすため、選考においては本人の就労への意欲、希望する働き方などをきめ細かく把握すること。

【提案を求める事項】

- ・ 事業目的に沿った就労意欲の高い受講者を選考するための選考基準・方法について

(2) 柔軟な働き方の実践に向けた意識醸成を図る啓発

県内には、地域にいながら働く時間や場所に制約されない柔軟な働き方が可能であることを十分に認知していない女性もいることから、県内女性に対し、デジタルスキルの習得・活用により多様な働き方の選択肢が広がることへの理解と関心を高め、柔軟な働き方は自分にも実践できるという意識の醸成を図り、働き方の選択肢や就労機会を広げるための啓発を行う。

・ 啓発の実施

- －単なる事業の周知や広報を目的とするものではなく、県内女性がデジタルスキルを活用した柔軟な働き方を具体的にイメージし、「自分にもできる」と感じられるような行動喚起につながる内容とし、ロールモデルとなる人材によるその事例紹介や体験談等を通じて、具体的な就労イメージや就労環境の変化を効果的に伝えられる手法や内容を企画し、提案すること。
- －手法については、メディアを活用した情報発信や、説明会等でのロールモデルとなる人材との交流機会の提供など、効果的なものを提案すること。
- －ロールモデルとなる人材については1～3名程度とする。本事業の卒業生の活用を想定しているが、提案者が実施する類似事業の受講者等から選定しても差し支えないものとする。
- －啓発の実施効果の確認のため、実施効果を把握する方法について提案すること。

【提案を求める事項】

- ・ 上記の内容に沿った効果的な啓発の全体像（内容・情報発信の媒体・スケジュール等）について
- ・ 想定するターゲットと、それに応じた情報発信の工夫について
- ・ 提案者が選定する場合の、ロールモデルとなる人材の情報について
- ・ ロールモデルとなる人材の活用方法（事例紹介、インタビュー、体験談の発信等）及び県内女性の行動喚起につなげるための効果的な見せ方の工夫について
- ・ 啓発の実施効果を把握するための方法について

(3) デジタル人材育成講座の開講・運営

就労を希望する女性を対象に、実践的なデジタルスキルの習得から就労までを一貫して支援するため、働く時間や場所の制約にとらわれない柔軟な働き方の実践や、所得の向上と活躍の場の拡大に向けた就労につなげるための実践的なデジタルスキルを習得する講座を実施すること。

・実施期間等

- 一年間定員 80 名を対象とする、実践的なデジタルスキルを学べる講座を開講すること。
- 一事業実施期間のうち、学習期間は 2～4 か月程度とし、学習期間中も就労支援を同時並行して行う等、就労支援の期間を最低でも 2 か月以上設けること。
- 一令和 8 年 12 月中には就労支援を除く学習における全日程を完了すること。
- 一就労支援の実施期間は、事業終了の日までとすること。

【提案を求める事項】

- ・講座の回数、1 期あたりの受講期間や就労支援期間など、事業目的を達成するためのスケジュールについて

・受講対象者

受講対象者は、以下の 5 項目すべてを満たす者とする。

- 一非正規雇用または無職の女性（年齢を問わない）。
- 一単なるスキル習得ではなく、就労を目指していること。
- 一年度内の就職・転職を目指すなど、就労意欲が高いこと。
- 一受講時点で高知県在住で、受講後 1 年以上高知県に住む予定であること。
- 一 P C の基本的な操作ができること。

・講座内容

- 一受講料は無料とすること。
- 一受講後の就労は、企業での雇用による就労および県内外企業等から仕事を受注するフリーランスを想定し、企業への就職・転職を希望する者、フリーランスを希望する者、それぞれの希望する働き方に合わせた以下のコースを基本とする。なお、コース数については以下の 2 コースに限らず、追加提案も可能とする。

コース別概要	
コース名	講座の目的
就職・転職コース（仮）	テレワーク、時短勤務、フレックスタイム制等の柔軟な働き方を実践する企業への就職・転職を目指すために必要なデジタルスキルを獲得する講座。 ※就労想定先は県内外の企業とし、県外企業の場合はリモートワークが可能など、県内に在住できる就労条件であること。
フリーランスコース（仮）	初心者からIT系フリーランスを目指し、県内外企業から仕事を受注し、働く時間や場所の制約によらない就労を目指すために必要なデジタルスキルを獲得する講座。
各コース合計	定員 80 名

【提案を求める事項】

- ・従来の働き方とは異なる、働く時間や場所に制限されない柔軟な働き方や、女性の中長期的なキャリアアップ、所得向上につながる可能性のある仕事を想定し、その仕事につなげるための効果的な講座の内容について
- ・就労想定先の柔軟な働き方を実践する企業が求めるスキル、初心者からIT系フリーランスを目指すための必要なスキルとその理由について

・講座の学習方法・環境等

- －高知県全域から参加可能とし、受講者が家族のケア等により時間や場所に制限があることを踏まえ、原則としてオンライン講座（e-ラーニング形式を含む）といったオンデマンドを主体とした学習方法とすること。なお、必要に応じて現地集合形式の講座を組み合わせることも可能とする。
- －開講期間中、受講生が24時間教材及び講座の録画配信を閲覧し、学習できる環境を整備すること。
- －受講者の受講意欲喚起に配慮し、すべての受講生が講座修了まで学習を継続できるよう支援を行うこと。
- －全ての講座において運営スタッフを配置し、受講生のフォローアップ、連絡、進捗管理、出席管理等の講座運営を行うこと。

－受講者の学習進捗状況等を必要に応じて県に共有・報告すること

【提案を求める事項】

- ・受講者の学習効果を高めるための工夫について
- ・長期間に渡るオンデマンドが主体の講座であることから、受講者の受講意欲喚起に配慮し、すべての受講者が講座修了まで学習を継続できるようにするための支援や工夫について
- ・受講者同士が互いに協力・相談し合うことができ、モチベーションの維持・向上につながるようなコミュニティを形成する仕掛けや運営方法、内容について

・オフライン研修の実施

- －受講者の継続的な学習を支援し、モチベーションの向上や受講者間の交流を図るための現地集合形式の研修（イベント）を、1期につき2回程度実施すること。
- －オフライン研修は録画し、受講者が後日WEB上で閲覧できる環境を整備すること。
- －オフライン研修参加者のうち、希望者に対し託児所やベビーシッターサービスなど、子どもの一時預かりを無償で提供すること。なお、それぞれの法令や国のガイドライン等に沿って運営されているものであることに留意すること。申込定員は開催1回ごとに15名程度とすること。

【提案を求める事項】

- ・事業目的を達成するために効果的なオフライン研修の実施内容、回数について
- ・育児や介護等の事情を抱えた受講生に配慮した出席しやすい環境を整える具体的な方法（託児等のほかにあれば）や欠席者への配慮について

・講座の物品及び環境等

講座運営において必要な以下の物品及び環境を準備すること。

- －本事業が効果的に実施できるよう、運営・管理・受講者対応を行う事務局を設置し、必要な人員を配置すること。
- －講座運営に必要となる全員分の教材、ソフトウェアアカウント、WEBサービスアカウント、会議アカウント、チャットツールアカウント、クラウドサービスアカウント等（県担当者2名、受講者、事務局用、その他必要数）
- －受講にあたり、PCを所持していない受講者には、講座を受講する上で必要なスペックを満たしたPC（WEBカメラ、マイク付き、その他講座受講に必要なソフトウェアが搭載されたもの）をリースにより20台程度準備し、貸与すること。
- －その他、講座運営に必要な物品

(4) 就労に向けた支援

本事業では、学習機会の提供だけでなく、女性が働くうえでの課題を踏まえた雇用や就労に結びつけるための事業であるため、受講者の就労に向けて、以下の支援を実施すること。

・ 就労支援の内容

- －事業目標（年間就労者数 30 名以上）を達成するため、受講者の希望する働き方に応じて、求人紹介や企業とのマッチング等による県内企業への就職・転職及び、県内外から仕事を受注する IT 系フリーランスとしての就労に直結する就労支援を行うこと。
- －受講者の就労活動状況や学習状況を把握し、受講者一人につき複数回キャリアコンサルティングを実施し、受講者からの就労にむけた相談への対応を行うこと。
- －就職・転職を希望する受講者に向け、企業とのマッチングを目的とした就職イベントを 1 回以上実施すること。開催方法はオフラインを基本とする。
- －受講者の就労につながるよう、本事業の趣旨に沿った求人条件のある企業の開拓や、IT 系フリーランスとしての就労のために企業等と連携し、実務機会の創出のための案件開拓を行うこと。
- －県商工労働部、高知家の女性しごと応援室、県内経済団体、高知県内の全市町村、ひとり親家庭支援センターとの連携を図ること。
- －本事業の令和 6 年度、令和 7 年度受講者のうち、継続的な就労支援を望む者に対して 20 名程度を上限とし、就労に向けた支援を行うこと。

・ 就労支援における留意事項

- －提案の内容に応じて、必要な場合は職業安定法に基づく有料職業紹介の許可を得ていること。
- －オフラインで開催する就職イベント等の内容や日時、会場等については県と協議のうえ決定すること。研修実施に係る調整は提案者が行うこと。

(5) 事業の効果検証

本事業の効果を検証するため、以下の内容について受講者にアンケートを実施し、収集した意見を分析した結果を県に報告すること。なお、アンケートの回収率が悪い場合は、何らかの対策を講じて回収率向上に努めること。

- －各講座及びオフライン研修実施後アンケート
- －講座カリキュラムや就労支援内容に関するアンケート
- －アンケートの項目については、提案に含めない。

(6) 業務完了報告

事業期間内に次に掲げる書類を県担当者に提出すること。業務完了報告書は、紙媒体及び電子データ（CD-ROM等の不揮発性媒体、ウィルスチェック済みのもの）を各1部ずつ提出すること。

- ・ 講座の実施報告書
 - －カリキュラム概要
 - －事業スケジュール
 - －講座学習内容
 - －支援内容
 - －支援体制
 - －集客施策内容及び効果
 - －啓発実施内容及び効果
 - －受講者募集用WEBページのデザイン
 - －受講者募集用チラシのデザイン、発行部数、配布先
 - －各イベント（事前説明会、オフライン研修等）及び講座の申込者及び受講者名簿
 - －各イベント（事前説明会、オフライン研修等）の開催記録（写真含む）
 - －受講者選定基準及び選考実施状況
 - －受講者ごとの学習進捗状況
 - －受講者ごとの学習支援内容（面談内容等）のサマリー
 - －子どもの一時預かり等の申込状況・利用状況
 - －各種アンケート結果
 - －事務局による受講者対応記録のサマリー
 - －総括
- ・ 就労支援の記録
 - －就職イベントの開催記録（受講者の参加状況及び参加企業情報を含む）
 - －就労支援の実施内容
 - －受講者ごとの就労に向けた活動状況の進捗状況
 - －受講者ごとの就労支援内容（面談内容等）のサマリー
- ・ 受講者の就労の実績が分かるもの
 - －受講者の就職先・受注した業務案件一覧
- ・ その他県の指示するもの

(7) その他留意事項

一委託業務の内容全般に関して、受託先決定後、県と提案者で十分な協議を行い、調整を図ること。要改善項目が明確になった場合、又は仕様書に定めがない事項については、必要に応じて県と提案者が協議のうえ定めるものとする。

- －本業務の一部を再委託する場合は事前に再委託の範囲、再委託先を県に提示し、了承を得ること。また、再委託先に問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決すること。
- －本事業で利用するクラウドサービスは、「(別紙1)クラウドサービス利用基準」を満たすものとし、利用にあたっては事前に県へ協議すること。
- －委託業務期間中の事業実施および打合せや報告等に係る受託者の交通費、資料印刷費等、必要な経費は全て見積もりに含めること。
- －講師謝金を支出する場合は、講義等1回につき30万円(税込)を超えるものは原則として認めない。
- －本事業に係る一切の費用は委託料から支払うこと。
- －本委託業務は、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用して実施することから、本業務に係る委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証明する書類を本業務終了後5年間に達する年度末まで保管すること。なお、業務完了後、会計検査への対応などが生ずる場合には協力すること。
- －受講者数が定員を下回った場合は、悪意がある場合若しくは達成されない程度が甚だしい場合又は委託契約の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合は、委託費の一部を減額することがある。

5 守秘義務

本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取扱い、漏えい及び盗用をしてはならない。クラウドサービスやチャットツールを利用して情報共有やコミュニケーションを行う際には、共有範囲(その情報が必要な関係者に限る等)や共有方法(アクセス認証を設定する等)に、特に留意すること。

(別紙1)

■クラウドサービス利用基準

以下の要件をすべて満たすクラウドサービスのみ、事業内での利用を認める。

<クラウドサービス提供事業者・クラウドサービスに関する要件>

- ・データセンターの存在地が日本であること。
- ・管轄裁判所は日本国内の裁判所であること。
- ・サービス中断時の復旧要件や修了時の事前通知及びデータ移行方法が適切であること。
- ・システムの可用性のレベルが適切であること。(稼働率、目標復旧時間、バックアップの保管方法)
- ・サービスが客観的に信用できること。(判断基準：ISMAR 認証を取得していること。)
- ・提供事業者は、サービス提供に必要な範囲外ではデータを利用しないこと。
- ・意図しない管理体制の変更が加えられないこと。
- ・インシデント発生時の対応を定めていること。(連絡体制、サービス停止等)
- ・アクセスログを保管していること。(1年以上が望ましい)
- ・データを意図しない2次利用がされないこと。
- ・情報の取扱について県対策基準を遵守できること。(推奨事項)
- ・管理区域への入退室を許可された者のみに制限していること。
- ・管理区域の構造は火災、水害、埃、振動、温度、湿度当への対策を講じていること。

<ISMAR 認証について>

(1) 概要

政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度

(2) ISMAR 認証を受けているサービスの確認について

以下の URL により最新の登録リストを確認すること。

https://www.ismar.go.jp/csm?id=cloud_service_list

(3) 留意事項

上記(2)に記載のあるサービスについても、料金プランの設定等により、ISMAR の認証を受けていない場合があります。詳細については、サービス提供事業者に確認してください。

<上記要件をすべて満たすクラウドサービスの例>

- ・Microsoft365
- ・Slack (ビジネスプラス以上)
- ・GoogleWorkspace (BusinessStarter 以上)